

「東日本巨大地震・津波災害復興再生基本法案（仮称）」 骨子

平成23年4月26日
自由民主党

第一 総則

一 目的

この法律は、東日本巨大地震・津波災害（平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波に起因する災害（原子力事故による被害を含む。）をいう。以下同じ。）が我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生についての基本理念を定めるとともに、現在及び将来の国民が安心して豊かな社会を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本巨大地震・津波災害復興再生院を設置すること等により、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生の円滑かつ迅速な推進を図ることを目的とすること。

二 基本理念

1 「二十一世紀半ばの日本のあるべき姿」の先取りとしての復興再生

東日本巨大地震・津波災害からの復興再生は、単なる原形復旧ではなく新たな「地域社会の再生」であり、かつ、地震その他の天災地変による災害、電力その他のエネルギー及び食料問題、少子高齢化等我が国の社会経済情勢の変化、地球温暖化問題、グローバル化の進展等の国際情勢の変化等の現在の我が国が直面する内外の諸問題を乗り越えて、「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿」を目指すものであること。

2 「地域社会の絆」を重視した国の責任による復興再生

東日本巨大地震・津波災害からの復興再生は、国が、地方公共団体と協力するとともに、地域住民の意向を最大限に尊重しつつ、推進するものとする。

3 我が国の総力・英知を結集した復興再生

東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に当たっては、被災者を含めてその担い手である国民の一人一人の総力と、国・地方公共団体及び官・民の英知を結集して、これを行うものとする。

三 国の責務等

1 国の責務

国（国会及び政府）は、「二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿」を示すとともに、基本理念にのっとり、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る施策の実現に努めるものとする。

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、かつ、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に関して講じられる国の施策に呼応して、その復興再生に係る施策の実現に努めるものとする。

3 国民の努力

すべて国民は、基本理念にのっとり、相互共助の精神に基づいて、被災住民への支援その他の助け合いに努めるものとする。

第二 復興再生の基本方針

一 復興再生計画の策定

1 国の基本計画

- ① 政府は、基本理念にのっとり、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生を総合的かつ計画的に実施するため、復興再生基本計画を策定するものとする。
- ② 復興再生基本計画の対象期間は、十年間とすること。また、定期的に見直し、必要な改定を加えるものとする。

2 県又は市町村の復興再生計画

被災した県又は市町村は、基本理念にのっとり、かつ、国の基本計画を踏まえて、当該地域における復興再生計画を策定するものとする。この場合においては、復興再生に係る施策の広域的な調整及び実施に努めること。

3 国による助言・指導

被災した県又は市町村の復興再生計画の策定に当たっては、政府は、国の基本計画との整合性その他復興再生に係る施策の円滑かつ迅速な実施の観点から、適切な助言及び指導を行うものとする。

二 国の基本計画に盛り込むべき事項

国の基本計画においては、概ね、次に掲げるような事項を定めるものとする。

- ① 国の支援体制の確立に関する事項
- ② 住宅、交通・情報通信、衛生・医療・福祉、教育・文化等の生活環境の

- 整備及び雇用の確保その他の被災した住民の生活の再建に関する事項
- ③ 農林水産業、中小企業その他の被災した産業の復興再生に関する事項
 - ④ 被災した地域社会の再生に関する事項
 - ⑤ 原子力事故対策及びエネルギー政策に関する事項
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に関して必要な事項

三 復興再生に係る施策の迅速な実施

国は、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る施策を実施するに当たって必要となる法制上の措置、財政上の措置その他の措置を迅速に講ずるものとする。

四 復興再生に係る資金の確保

国は、被災者を含めた国民の一人一人が東日本巨大地震・津波災害からの復興再生の担い手であることを踏まえて、復興再生に係る財政については、国及び地方公共団体の関係を含めてその透明化を図るとともに、次に掲げる事項を含めその資金の確保に努めるものとする。

- ① 東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る政策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、その削減を図ること。
- ② (新たな制度の創設を含めて) 財政投融资資金及び民間資金の積極的な活用を図ること。
- ③ 復興再生債(「がんばろう日本国債」)の発行及びその円滑な消化を図るとともに、あらかじめ、その償還に係る道筋を明らかにしておくこと。
- ④ 復興再生債の償還その他の復興再生に係る歳入・歳出については、一般会計と区分して経理するとともに、(基金の設置その他の)予算の弾力的執行に資するための方策を講ずるものとする。

第三 東日本巨大地震・津波災害復興再生院(仮称)

一 設置及びその期限

別に法律で定めるところにより、内閣に、東日本巨大地震・津波災害復興再生院(以下「復興再生院」という。)を置くものとする。復興再生院は、その設置の日から十年を経過する日までの間、置かれるものとする。

二 所掌事務

復興再生院は、概ね、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- ① 国の基本計画の案の作成その他東日本巨大地震・津波災害からの復興再

生に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整に関する事務

- ② 東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る施策の実施に関する事務
- ③ その他法令の規定によりその権限に属する事務

三 官民の英知を集めた積極的な職員の登用（被災自治体職員等の登用）

復興再生院に、必要な職員を置くものとし、その職員は、官民を問わずに、それぞれ専門知識及び経験を有する有為な人材を積極的に登用し、我が国の総力及び英知を集めたものとする。この場合においては、被災した県及び市町村の職員その他の者の登用について、特に配慮しなければならないこと。

四 地方復興再生事務所（仮称）

復興再生院の地方支分部局として、被災した地域に地方復興再生事務所を置き、これに復興再生院の事務を分掌させることができるものとする。

五 東日本巨大地震・津波災害復興再生委員会（仮称）

復興再生院に、国の基本計画の草案についての調査審議等を行わせるため、復興再生に関し高い識見又は豊富な経験のある有識者及び被災した県又は市町村の首長等から構成される東日本巨大地震・津波災害復興再生委員会を置くものとする。

第四 補則

一 復興再生院の事務・権限の地方への段階的移譲の検討

国は、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る施策の進捗状況等に鑑みつつ、当該施策の実施に関する復興再生院の事務及び権限について、被災した県及び市町村に段階的に移譲するよう、検討を行うこと。その際、復興再生に係る施策の広域的な調整及び実施に配慮すること。

二 「二十一世紀半ばの日本のあるべき姿」の実現

国は、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生に係る施策の推進と並行して、「二十一世紀半ばの日本のあるべき姿」の実現に努めること。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して○日を経過した日から施行するものとする。

二 この法律の廃止

この法律は、東日本巨大地震・津波災害からの復興再生が実現されたと認められるに至ったときは、廃止するものとする。

三 その他

その他所要の規定を整備すること。